

① 令和 年 月診療分 医療費給付金請求書

受付番号

受付番号入力欄

【会員記入欄】診療月時点の情報を太枠内に必ず記入してください。※詳細は下記参照

② 会員番号、続柄コード、会員氏名、受診者氏名、住所、電話番号

③受診者の健康保険証について

発行機関、高額療養費にかかる上限額適用区分について

④受診者の県・市町村・その他医療費助成について

助成を受けていますか？ [月額 円] ※必ず受給者証のコピーまたは助成金額がわかるものを添付してください

⑤受診者の付加給付(役職連以外の医療費給付がある)団体への加入状況について

加入していますか？ 岩手県市町村職員健康福利機構、岩手県退職教職員互助会、その他

領収証は、点線より下へホチキス左留めで添付してください。

記入の際の注意点等

- ① 受診した年月を記入し、領収証は診療月・病院ごとでまとめてください。
② 会員番号等、太枠内を必ず記入してください。年齢は診療月末の満年齢を記入してください。
③ 受診者の健康保険名・高額療養費適用区分をチェックししてください。

高額療養費に該当している可能性があり、チェック欄が未記入の場合は、確認のため請求書をお戻しすることがあります。

※ 高額療養費とは、ひと月(同じ月の1日から末日まで)の間に支払う医療費が上限額を超えたとき、その超えた金額が健康保険証の発行機関から支給される健康保険の制度です。

上限額適用区分が不明の場合は、下記を参照し確認してください。

Table with 3 columns: 健康保険種別, 問い合わせ先, 上限額適用区分の決定方法

- ④ 医療費助成を受けている方は「はい」にチェックし、右記の該当箇所にチェックしてください。
⑤ 加入している場合は、「はい」にチェックし、該当団体にチェックしてください。

請求書に関するお問い合わせ・送付先

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号 岩手県農林漁業団体役員連盟 給付課
TEL 019-626-8431 FAX 019-625-0680

ホチキス留め位置

1. 医療費給付金の請求について

(1) 請求できる医療費

病院に支払った健康保険適用の医療費(介護保険は対象外)を、受診者ごと・受診月ごと・病院ごと(内科と歯科は別)に分け、その医療費が次の会員一部負担金の額を超えたときに請求できます。(保険適用外・自費は対象外です)

また、院外処方せんによる薬代は、その処方せんを発行した病院の医療費と合算できます。

(2) 会員一部負担金

① 現職会員・医療任意継続会員 3,000円 ② 退職会員・遺族配偶者会員 5,000円

(3) 他の制度による医療費助成額

高額療養費、市町村等の公的助成金や他の制度(健保組合・共済組合等)からの医療費助成がある場合は、その額を控除して給付します。

(4) 給付額

健康保険適用の医療費一部負担額から(2)会員一部負担金(3)他の制度による医療費助成額を控除し給付します。給付上限は高額療養費の限度額までとなります。

2. 請求方法

(1) 領収証による請求

病院および薬局の領収証(コピー可)をホチキスで添付してください。

※治療用装具代(10割負担)の請求は、健康保険からの支給額との差額を給付するため、装具代の領収証と健康保険からの支給決定通知書を添付してください。

(2) 未収金について

領収証に「前回未収金」がある場合は、未収金の内訳(受診した日付・保険点数等)を医療機関・調剤薬局から記入・押印していただき提出してください。

(3) 診療(調剤)報酬領収証明書(別様式)による請求

領収証を紛失した場合や、領収証の内容において受診者氏名・保険点数等が明確でない場合は、病院・薬局から証明をもらい請求してください。

連盟所定様式で証明手数料を支払った場合のみ、300円を限度に加算給付いたします。

3. 締切日および給付日

(1) 締切日

診療月の翌月から受付を開始し、締め切りは毎月20日役職連必着です。(休日の場合前営業日)

(2) 給付日

受付月の翌月26日です。金融機関が休日の場合は翌営業日になります。

(3) 請求期限

診療月の翌月から3年以内です。

4. その他

・「医療費給付金請求書」・「診療(調剤)報酬領収証明書」が必要な方は、ホームページ(<http://shokuren.or.jp>)からダウンロードするか、または当連盟までご連絡ください。

・この請求書に記入された内容について、医療機関・行政機関に照会する場合がありますが、役職連に請求した時点で個人情報の保護に関する法律に定める同意が得られたものとみなします。

現職会員・医療任意継続会員				退職会員・遺族配偶者会員			
会員本人および会員の被扶養者が請求できます。				会員本人と会員の配偶者が請求できます。			
【続柄コード】				【続柄コード】			
本人	00	配偶者	01	本人	00	配偶者	01
長男	11	～ 九男	19				
長女	21	～ 九女	29				
父	31	義父	35				
母	32	義母	36				
祖父	41	祖母	42				
兄弟	51	～ 59	姉妹	61	～	69	
孫・その他	70	79					
みなし被扶養者(現職会員のみ)				※会員本人および会員の配偶者がお亡くなりになったときは、香典給付がありますのでご連絡ください。			
子	80	～ 84	祖父	87			
(義)父	85		祖母	88			
(義)母	86		配偶者	90			